

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）（本則関係）	1
地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）（抄）（附則関係）	24
登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）（抄）（附則関係）	28
内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）（抄）（附則関係）	32
破産法（平成十六年法律第七十五号）（抄）（附則関係）	33

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律の一部を改正する法律案新旧対照条文

民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）（抄）
 （傍線の部分は改正部分）

改正案	現行
<p>目次</p> <p>第一章 総則（第一条 第三条）</p> <p>第二章 基本方針等（第四条）</p> <p>第三章 特定事業の実施等（第五条 第十条の二）</p> <p>第四章 公共施設等運営権（第十条の三 第十条の十七）</p> <p>第五章 選定事業に対する特別の措置（第十一条 第二十条）</p> <p>第六章 民間資金等活用事業推進会議等（第二十条の二 第二十二 条）</p> <p>第七章 雑則（第二十三条）</p> <p>附則</p> <p>第一章 総則</p> <p>第一条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「公共施設等」とは、次に掲げる施設（設</p>	<p>第一条 略</p> <p>（定義）</p> <p>第二条 この法律において「公共施設等」とは、次の各号に掲げる施</p>

備を含む。)をいう。

一・二略

三 賃貸住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設

四略

五 船舶、航空機等の輸送施設及び人工衛星(これらの施設の運行に必要な施設を含む。)

六略

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等(公共施設等の建設、製造、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。

()に関する事業(市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。)であつて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次に掲げる者をいう。

一〜三略

4・5略

6 この法律において「公共施設等運営事業」とは、特定事業であつて、第十条の三の規定による設定を受けて、公共施設等の管理者等が所有権(公共施設等を構成する建築物その他の工作物の敷地の所有権を除く。第十条の十六第四項において同じ。)を有する公共施設

設(設備を含む。)をいう。

一・二略

三 公営住宅及び教育文化施設、廃棄物処理施設、医療施設、社会福祉施設、更生保護施設、駐車場、地下街等の公益的施設

四略

五略

2 この法律において「特定事業」とは、公共施設等の整備等(公共施設等の建設、改修、維持管理若しくは運営又はこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。)に関する事業(市街地再開発事業、土地区画整理事業その他の市街地開発事業を含む。)であつて、民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用することにより効率的かつ効果的に実施されるものをいう。

3 この法律において「公共施設等の管理者等」とは、次の各号に掲げる者をいう。

一〜三略

4・5略

設等（利用料金（公共施設等の利用に係る料金をいう。以下同じ。）を徴収するものに限る。）について、運営等（運営及び維持管理並びにこれらに関する企画をいい、国民に対するサービスの提供を含む。以下同じ。）を行い、利用料金を自らの収入として收受するものをいう。

7 この法律において「公共施設等運営権」とは、公共施設等運営事業を実施する権利をいう。

第三条 略

第二章 基本方針等

第四条 政府は、基本理念にのっとり、特定事業の実施に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項（地方公共団体が実施する特定事業については、特定事業の健全かつ効率的な促進のために必要な事項に係るもの）を定めるものとする。

一 民間事業者の提案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項

二・三 略

四 公共施設等運営権に関する基本的な事項

第三条 略

(基本方針等)

第四条 内閣総理大臣は、基本理念にのっとり、特定事業の実施に関する基本的な方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、特定事業の実施について、次に掲げる事項（地方公共団体が実施する特定事業については、特定事業の健全かつ効率的な促進のために必要な事項に係るもの）を定めるものとする。

一 民間事業者の発案による特定事業の選定その他特定事業の選定に関する基本的な事項

二・三 略

五略

六略

3略

4 内閣総理大臣は、基本方針の案につき閣議の決定を求めなければならない。

5 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表するとともに、各省各庁の長に送付しなければならない。

6・7略

第三章 特定事業の実施等

(実施方針)

第五条 公共施設等の管理者等は、第六条の特定事業の選定及び第七条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 四略

五 事業契約（選定事業（公共施設等運営事業を除く。）を実施するため公共施設等の管理者等及び選定事業者が締結する契約をい

四略

五略

3略

4 内閣総理大臣は、基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の議を経なければならない。

5 内閣総理大臣は、基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表するとともに、各省各庁の長に送付しなければならない。

6・7略

(実施方針)

第五条 公共施設等の管理者等は、次条の特定事業の選定及び第七条第一項の民間事業者の選定を行おうとするときは、基本方針にのっとり、特定事業の実施に関する方針（以下「実施方針」という。）を定めることができる。

2 実施方針は、特定事業について、次に掲げる事項を具体的に定めるものとする。

一 四略

五 第十条第一項に規定する事業計画又は協定の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

つ。以下同じ。）の解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

六・七 略

3・4 略

（実施方針の策定の提案）

第五条の二 特定事業を実施しようとする民間事業者は、公共施設等の管理者等に対し、当該特定事業に係る実施方針を定めることを提案することができる。この場合においては、当該特定事業の案、当該特定事業の効果及び効率性に関する評価の結果を示す書類その他内閣府令で定める書類を添えなければならない。

2 前項の規定による提案を受けた公共施設等の管理者等は、当該提案について検討を加え、遅滞なく、その結果を当該民間事業者に通知しなければならない。

（特定事業の選定）

第六条 公共施設等の管理者等は、第五条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により実施方針を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

（民間事業者の選定等）

第七条 略

六・七 略

3・4 略

（特定事業の選定）

第六条 公共施設等の管理者等は、前条第三項（同条第四項において準用する場合を含む。）の規定により実施方針を公表したときは、基本方針及び実施方針に基づき、実施することが適切であると認める特定事業を選定することができる。

（民間事業者の選定等）

第七条 略

2 前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、事業契約において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等（第十条の三の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあつては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等）を行うことができる。

（欠格事由）

第七条の二 次の各号のいずれかに該当する者は、特定事業を実施する民間事業者の募集に応じることができない。

一 法人でない者

二 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない法人又は外国の法令上これと同様に取り扱われている法人

三 第十条の十六第一項（第一号に係る部分に限る。以下この条において同じ。）の規定により公共施設等運営権を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない法人

四 公共施設等運営権を有する者（以下「公共施設等運営権者」という。）が第十条の十六第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実が発生した当時現に当該公共施設等運営権者の親会社等（その法人の経営を実質的に支配することが可能となる関係にある法人として政令で定めるものをいう。第七号において同じ。）であった法人で、その取消しの日から五年を経過しないもの

五 役員のうち次のいずれかに該当する者がある法人

2 前項の規定により選定された民間事業者は、本来同項の公共施設等の管理者等が行う事業のうち、第十条第一項に規定する事業計画又は協定において当該民間事業者が行うこととされた公共施設等の整備等を行うことができる。

- イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は外国の法令上これらと同様に取り扱われている者
- ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者又は外国の法令上これと同様に取り扱われている者
- ハ 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して五年を経過しない者
- ニ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この条において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者
- ホ 公共施設等運営権者が第十条の十六第一項の規定により公共施設等運営権を取り消された場合において、その取消しの日前三十日以内に当該公共施設等運営権者の役員であつた者で、その取消しの日から五年を経過しないもの
- ヘ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人がイからホまでのいずれかに該当するもの
- 六 暴力団員又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者がその事業活動を支配する法人
- 七 その者の親会社等が第二号から前号までのいずれかに該当する法人

（技術提案）

第七条の三 公共施設等の管理者等は、第七条第一項の規定による民間事業者の選定に先立って、その募集に応じようとする者に対し、特定事業に関する技術又は工夫についての提案（以下この条において「技術提案」という。）を求めよう努めなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、技術提案がされたときは、これについて適切な審査及び評価を行うものとする。

3 技術提案については、公共工事の品質確保の促進に関する法律（平成十七年法律第十八号）第十二条第四項本文、第十三条第一項前段及び第十四条の規定を準用する。この場合において、必要な技術的読替えは、政令で定める。

（客観的な評価）

第八条 公共施設等の管理者等は、第六条の特定事業の選定及び第七条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、第七条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。

（地方公共団体の議会の議決）

（客観的な評価）

第八条 公共施設等の管理者等は、第六条の特定事業の選定及び前条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、客観的な評価（当該特定事業の効果及び効率性に関する評価を含む。）を行い、その結果を公表しなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、前条第一項の民間事業者の選定を行うに当たっては、民間事業者の有する技術及び経営資源、その創意工夫等が十分に発揮され、低廉かつ良好なサービスが国民に対して提供されるよう、原則として価格及び国民に提供されるサービスの質その他の条件により評価を行うものとする。

（地方公共団体の議会の議決）

第九条 地方公共団体は、事業契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(選定事業の実施)

第十条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、事業契約(第十条の三の規定により公共施設等運営権が設定された場合にあつては、当該公共施設等運営権に係る公共施設等運営権実施契約(第十条の九第一項に規定する公共施設等運営権実施契約をいう。))。次項において同じ。)に従つて実施されるものとする。

2 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。)である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、事業契約において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。

(実施方針の策定の見直し等の公表)

第十条の二 公共施設等の管理者等は、内閣府令で定めるところにより、毎年度、当該年度の実施方針の策定の見直しに関する事項で内閣府令で定めるものを公表しなければならない。ただし、当該年度にその見直しがない場合は、この限りでない。

2 公共施設等の管理者等は、前項の見直しに関する事項を変更したときは、内閣府令で定めるところにより、変更後の当該事項を公表

第九条 地方公共団体は、特定事業に係る契約でその種類及び金額について政令で定める基準に該当するものを締結する場合には、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

(選定事業の実施)

第十条 選定事業は、基本方針及び実施方針に基づき、公共施設等の管理者等及び選定事業者が策定した事業計画若しくは協定又は選定事業者(当該施設の管理者である場合を含む。)が策定した事業計画に従つて実施されるものとする。

2 選定事業者が国又は地方公共団体の出資又は拠出に係る法人(当該法人の出資又は拠出に係る法人を含む。)である場合には、当該選定事業者の責任が不明確とならないよう特に留意して、前項の事業計画又は協定において公共施設等の管理者等との責任分担が明記されなければならない。

しなければならない。

3 公共施設等の管理者等は、事業契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、当該事業契約の内容（公共施設等の名称及び立地、選定事業者の商号又は名称、公共施設等の整備等の内容、契約期間、事業の継続が困難となった場合における措置に関する事項その他内閣府令で定める事項に限る。）を公表しなければならない。

4 前三項の規定は、地方公共団体が、前三項に規定する事項以外の実施方針の策定の見通し及び事業契約の内容に関する情報の公表に関し、条例で必要な規定を定めることを妨げるものではない。

第四章 公共施設等運営権

（公共施設等運営権の設定）

第十条の三 公共施設等の管理者等は、選定事業者に公共施設等運営権を設定することができる。

（公共施設等運営権に関する実施方針における記載事項の追加）

第十条の四 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権が設定されることとなる民間事業者を選定しようとする場合には、実施方針に、第五条第二項各号に掲げる事項のほか、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 選定事業者に公共施設等運営権を設定する旨

二 公共施設等運営権に係る公共施設等の運営等の内容

三 公共施設等運営権の存続期間

四 第十条の七の規定により費用を徴収する場合には、その旨（あらかじめ徴収金額を定める場合にあつては、費用を徴収する旨及びその金額）

五 第十条の九第一項に規定する公共施設等運営権実施契約に定めようとする事項及びその解釈について疑義が生じた場合における措置に関する事項

六 利用料金に関する事項

（実施方針に関する条例）

第十条の五 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、前条に規定する場合には、条例の定めるところにより、実施方針を定めるものとする。

2 前項の条例には、民間事業者の選定の手続、公共施設等運営権者が行う公共施設等の運営等の基準及び業務の範囲、利用料金に関する事項その他必要な事項を定めるものとする。

（公共施設等運営権の設定の時期等）

第十条の六 公共施設等の管理者等は、第十条の四の規定により実施方針に同条各号に掲げる事項を定めた場合において、第七条第一項の規定により民間事業者を選定したときは、遅滞なく（当該実施方針に定めた特定事業が公共施設等の建設、製造又は改修に関する事

業を含むときは、その建設、製造又は改修の完了後直ちに）、当該実施方針に従い、選定事業者に公共施設等運営権を設定するものとする。

2 公共施設等運営権の設定は、次に掲げる事項を明らかにして行わなければならない。

一 公共施設等の名称、立地並びに規模及び配置

二 第十条の四第二号及び第三号に掲げる事項

3 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定したときは、その旨並びに当該公共施設等運営権に係る公共施設等の名称及び立地並びに前項第二号に掲げる事項を公表しなければならない。

4 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、第一項の規定により公共施設等運営権を設定しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならない。

（費用の徴収）

第十条の七 公共施設等の管理者等は、実施方針に従い、公共施設等運営権者（公共施設等運営権に係る公共施設等の建設、製造又は改修を行っていない公共施設等運営権者に限る。）から、当該建設、製造又は改修に要した費用に相当する金額の全部又は一部を徴収することができる。

（公共施設等運営事業の開始の義務）

第十条の八 公共施設等運営権者は、公共施設等の管理者等が指定する期間内に、公共施設等運営事業を開始しなければならない。

2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権者から申請があつた場合において、正当な理由があると認めるときは、前項の期間を延長することができる。

3 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始したときは、遅滞なく、その旨を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

(公共施設等運営権実施契約)

第十条の九 公共施設等運営権者は、公共施設等運営事業を開始する前に、実施方針に従い、内閣府令で定めるところにより、公共施設等の管理者等と、次に掲げる事項をその内容に含む契約（以下「公共施設等運営権実施契約」という。）を締結しなければならない。

一 公共施設等の運営等の方法

二 公共施設等運営事業の継続が困難となつた場合における措置に関する事項

三 公共施設等の利用に係る約款を定める場合には、その決定手続及び公表方法

四 その他内閣府令で定める事項

2 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営権実施契約を締結したときは、遅滞なく、内閣府令で定めるところにより、公共施設等運営権実施契約の内容（公共施設等運営権者の商号又は名称、前項第

二号に掲げる事項その他内閣府令で定める事項に限る。()を公表し
なければならぬ。

3 前項の規定は、地方公共団体が、同項に規定する事項以外の公共
施設等運営権実施契約に関する情報の公表に関し、条例で必要な規
定を定めることを妨げるものではない。

(公共施設等の利用料金)

第十条の十 公共施設等運営権者は、利用料金を自らの収入として収
受するものとする。

2 利用料金は、実施方針に従い、公共施設等運営権者が定めるもの
とする。この場合において、公共施設等運営権者は、あらかじめ、
当該利用料金を公共施設等の管理者等に届け出なければならない。

(性質)

第十条の十一 公共施設等運営権は、物権とみなし、この法律に別段
の定めがある場合を除き、不動産に関する規定を準用する。

(権利の目的)

第十条の十二 公共施設等運営権は、法人の合併その他の一般承継、
譲渡、滞納処分、強制執行、仮差押え及び仮処分並びに抵当権の目
的となるほか、権利の目的となることができない。

(処分の制限)

第十条の十三 公共施設等運営権は、分割し、又は併合することができない。

2 公共施設等運営権は、公共施設等の管理者等の許可を受けなければ、移転することができない。

3 公共施設等の管理者等は、前項の許可を行おうとするときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査して、これをしなければならぬ。

一 公共施設等運営権の移転を受ける者が第七条の二各号のいずれにも該当しないこと。

二 公共施設等運営権の移転が実施方針に照らして適切なものであること。

4 公共施設等の管理者等（地方公共団体の長に限る。）は、第二項の許可を行おうとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならぬ。ただし、条例に特別の定めがある場合は、この限りでない。

5 抵当権の設定が登録されている公共施設等運営権については、その抵当権者の同意がなければ、これを放棄することができない。

6 第二項の許可を受けないで、又は前項の同意を得ないでした公共施設等運営権の移転又は放棄は、その効力を生じない。

（登録）

第十条の十四 公共施設等運営権及び公共施設等運営権を目的とする抵当権の設定、移転、変更、消滅及び処分制限並びに第十条の十

六第一項の規定による公共施設等運営権の行使の停止及びその停止の解除は、公共施設等運営権登録簿に登録する。

2 前項の規定による登録は、登記に代わるものとする。

3 第一項の規定による登録に関する処分については、行政手続法（平成五年法律第八十八号）第二章及び第三章の規定は、適用しない。

4 公共施設等運営権登録簿については、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成十一年法律第四十二号）の規定は、適用しない。

5 公共施設等運営権登録簿に登録されている保有個人情報（行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（平成十五年法律第五十八号）第二条第三項に規定する保有個人情報をいう。）については、同法第四章の規定は、適用しない。

6 前各項に規定するもののほか、登録に関し必要な事項は、政令で定める。

（指示等）

第十条の十五 公共施設等の管理者等は、公共施設等運営事業の適正を期するため、公共施設等運営権者に対して、その業務若しくは経理の状況に関し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる。

（公共施設等運営権の取消し等）

第十条の十六 公共施設等の管理者等は、次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、公共施設等運営権を取り消し、又はその行使の停止を命ずることができる。

一 公共施設等運営権者が次のいずれかに該当するとき。

イ 偽りその他不正の方法により公共施設等運営権者となったとき。

ロ 第七条の二各号のいずれかに該当することとなったとき。

ハ 第十条の八第一項の規定により指定した期間（同条第二項の規定による延長があつたときは、延長後の期間）内に公共施設等運営事業を開始しなかつたとき。

ニ 公共施設等運営事業を実施できなかつたとき、又はこれを実施することができないことが明らかになつたとき。

ホ ニに掲げる場合のほか、公共施設等運営権実施契約において定められた事項について重大な違反があつたとき。

ヘ 正当な理由がなく、前条の指示に従わないとき。

ト 公共施設等運営事業に関する法令の規定に違反したとき。

二 公共施設等を他の公共の用途に供することその他の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じたとき。

2 公共施設等の管理者等は、前項の規定による公共施設等運営権の行使の停止の命令をしようとするときは、行政手続法第十三条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

3 公共施設等の管理者等は、第一項の規定により、抵当権の設定が

登録されている公共施設等運営権を取り消そうとするときは、あらかじめ、その旨を当該抵当権に係る抵当権者に通知しなければならない。

4 公共施設等の管理者等が、公共施設等の所有権を有しなくなったときは、公共施設等運営権は消滅する。

(公共施設等運営権者に対する補償)

第十条の十七 公共施設等の管理者等は、前条第一項(第二号に係る部分に限る。以下この条において同じ。)の規定による公共施設等運営権の取消し若しくはその行使の停止又は前条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅(公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由がある場合に限る。)によって損失を受けた公共施設等運営権者又は公共施設等運営権者であった者(以下この条において単に「公共施設等運営権者」という。)に対して、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、公共施設等の管理者等と公共施設等運営権者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、公共施設等の管理者等は、自己の見積もった金額を公共施設等運営権者に支払わなければならない。

4 前項の補償金額に不服がある公共施設等運営権者は、その決定の通知を受けた日から六月以内に、訴えをもって、その増額を請求することができる。

5 前項の訴えにおいては、当該公共施設等の管理者等を被告とする。

6 前条第一項の規定により取り消された公共施設等運営権又は同条第四項の規定により消滅した公共施設等運営権（公共施設等の管理者等の責めに帰すべき事由により消滅した場合に限る。）の上に抵当権があるときは、当該抵当権に係る抵当権者から供託をしなくてもよい旨の申出がある場合を除き、公共施設等の管理者等は、その補償金を供託しなければならない。

7 前項の抵当権者は、同項の規定により供託した補償金に対してその権利を行うことができる。

8 公共施設等の管理者等は、第一項の規定による補償の原因となつた損失が前条第一項の規定による公共施設等運営権の取消し又はその行使の停止によるものであるときは、当該補償金額の全部又は一部をその理由を生じさせた者に負担させることができる。

第五章 選定事業に対する特別の措置

第十一条 略

（行政財産の貸付け）

第十一条の二 略

2 略

3 前二項に定めるもののほか、国は、前項の規定により行政財産で

第十一条 略

（行政財産の貸付け）

第十一条の二 略

2 略

3 前二項に定めるもののほか、国は、前項の規定により行政財産で

ある土地の貸付けを受けた者が特定建物のうち選定事業に係る公共施設等の部分以外の部分（以下この条において「特定民間施設」という。）を選定事業の終了（当該選定事業に係る事業契約の解除又は第十条の十六第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅による終了を含む。以下この条及び次条において同じ。）の後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者（当該選定事業に係る事業契約の解除又は第十条の十六第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅による終了の場合にあつては、当該特定民間施設であつた施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適当と認める者に限る。第八項において同じ。）に貸し付けることができる。

4
12
略

第十一条の三 前条第一項から第五項までに定めるもののほか、国は、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、特定施設（第二条第一項第三号から第五号までに掲げる施設及び同項第六号の政令で定める施設のうち同項第三号から第五号までに掲げる施設に準ずるものとして政令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）の設置の事業であつて、選定事業の

ある土地の貸付けを受けた者が特定建物のうち選定事業に係る公共施設等の部分以外の部分（以下この条において「特定民間施設」という。）を選定事業の終了（当該選定事業を行うため締結した契約の解除による終了を含む。以下この条及び次条において同じ。）の後においても引き続き所有しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産である土地を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者（当該選定事業を行うため締結した契約の解除による終了の場合にあつては、当該特定民間施設であつた施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適当と認める者に限る。第八項において同じ。）に貸し付けることができる。

4
12
略

第十一条の三 前条第一項から第五項までに定めるもののほか、国は、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、特定施設（第二条第一項第三号及び第四号に掲げる施設（公営住宅を除く。以下この項において「第三号及び第四号施設」という。）並びに同条第一項第五号の政令で定める施設のうち第三号及び第四号施設に準ずるものとして政令で定めるものをいう。

実施に資すると認められるもの（以下この条において「特定民間事業」という。）の用に供するため、行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間事業を行う選定事業者に貸し付けることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、国は、同項の規定により行政財産の貸付けを受けた者が特定民間事業に係る特定施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者（当該選定事業に係る事業契約の解除又は第十条第十六第一項の規定による公共施設等運営権の取消し若しくは同条第四項の規定による公共施設等運営権の消滅による終了の場合にあつては、当該選定事業に係る公共施設等であつた施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適当と認められる者に限る。第六項において同じ。）に貸し付けることができる。

3～9 略

第十二条～第十八条 略

（職員のパ遣等についての配慮）

第十八条の二 国及び地方公共団体は、特定事業の円滑かつ効率的な遂行を図るため必要があると認めるときは、職員のパ遣その他の適

以下この条において同じ。）の設置の事業であつて、選定事業の実施に資すると認められるもの（以下この条において「特定民間事業」という。）の用に供するため、行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、当該特定民間事業を行う選定事業者に貸し付けることができる。

- 2 前項に定めるもののほか、国は、同項の規定により行政財産の貸付けを受けた者が特定民間事業に係る特定施設を選定事業の終了の後においても引き続き所有し、又は利用しようとする場合において、必要があると認めるときは、国有財産法第十八条第一項の規定にかかわらず、当該行政財産を、その用途又は目的を妨げない限度において、その者（当該選定事業を行うため締結した契約の解除による終了の場合にあつては、当該選定事業に係る公共施設等であつた施設に係る公共施設等の管理者等が当該公共施設等の管理に關し適当と認められる者に限る。第六項において同じ。）に貸し付けることができる。

3～9 略

第十二条～第十八条 略

当と認める人的援助について必要な配慮を加えるよう努めるものとする。

第十九条・第二十条 略

第六章 民間資金等活用事業推進会議等

(民間資金等活用事業推進会議)

第二十条の二 内閣府に、特別の機関として、民間資金等活用事業推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 基本方針の案を作成すること。

二 民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策について必要な関係行政機関相互の調整をすること。

三 前二号に掲げるもののほか、民間資金等の活用による公共施設等の整備等に係る施策に関する重要事項について審議し、及びその施策の実施を推進すること。

3 会議は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、各省各庁の長に協議するとともに、民間資金等活用事業推進委員会の意見を聴かなければならない。

第二十条の三 会議は、会長及び委員をもって組織する。

2 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

第十九条・第二十条 略

<p>3 委員は、会長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者をもって充てる。</p> <p>4 前各項に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。</p>	<p>第二十一条 略</p> <p>第二十一条 略</p> <p>第七章 雑則</p> <p>第二十一条 略</p>
<p>第二十一条 略</p> <p>(委員会の組織)</p> <p>第二十一条 略</p>	<p>第二十一条 略</p> <p>第二十一条 略</p>

改 正 案	現 行
<p>（特別土地保有税の非課税）</p> <p>第五百八十六条 略</p> <p>2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。</p> <p>一 一の六 略</p> <p>一の七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）<u>第二条第五項に規定する選定事業者が同法第五条第二項第五号に規定する事業契約に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業又は当該選定事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する土地</u></p> <p>一の八 三十 略</p> <p>3・4 略</p> <p>附 則 抄</p> <p>（不動産取得税の課税標準の特例）</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 5 略</p> <p>6 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 <u>第二条第五項に規定する選定事業者が同法第五条第二項第五号に規</u></p>	<p>（特別土地保有税の非課税）</p> <p>第五百八十六条 略</p> <p>2 市町村は、次に掲げる土地又はその取得に対しては、特別土地保有税を課することができない。</p> <p>一 一の六 略</p> <p>一の七 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第百十七号）<u>第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画若しくは協定に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業又は当該選定事業に係るものとして政令で定める事業の用に供する土地</u></p> <p>一の八 三十 略</p> <p>3・4 略</p> <p>附 則 抄</p> <p>（不動産取得税の課税標準の特例）</p> <p>第十一条 略</p> <p>2 5 略</p> <p>6 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律 <u>第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する</u></p>

定する事業契約に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業で政令で定めるもの（法律の規定により同条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限り、）により同条第一項に規定する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

7 略

8 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第五条第二項第五号に規定する事業契約に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業により政府の補助で総務省令で定めるものを受けて国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第二項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

9 16 略

事業計画又は協定に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業で政令で定めるもの（法律の規定により同条第三項第一号又は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであることを当該者が証明したものに限り、）により同条第一項に規定する公共施設等の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

7 略

8 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する事業計画又は協定に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定事業により政府の補助で総務省令で定めるものを受けて国立大学法人法（平成十五年法律第百十二号）第二条第二項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋で政令で定めるものを取得した場合における当該家屋の取得に対して課する不動産取得税の課税標準の算定については、当該取得が平成二十七年三月三十一日までに行われたときに限り、当該家屋の価格の二分の一に相当する額を価格から控除するものとする。

9 16 略

(固定資産税等の課税標準の特例)

第十五条 略

22
23

22 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
第二条第五項に規定する選定事業者が同法第五条第二項第五号に規
定する事業契約に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選定
事業で政令で定めるもの（法律の規定により同条第三項第一号又は
第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものであるこ
とを当該者が証明したものに限り。）により平成十七年四月一日か
ら平成二十七年三月三十一日までの間に取得した同条第一項に規定
する公共施設等（同項第三号に掲げる賃貸住宅（公営住宅を除く。
）及び同項第五号に掲げる施設を除く。）の用に供する家屋及び償
却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画
税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百
二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定
資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額と
する。

23
24

25 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
第二条第五項に規定する選定事業者が同法第五条第二項第五号に規
定する事業契約に従つて実施する同法第一条第四項に規定する選定
事業により政府の補助で総務省令で定めるものを受けて平成十六年
四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に取得した国立大

(固定資産税等の課税標準の特例)

第十五条 略

22
23

22 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する
事業計画又は協定に従つて実施する同法第二条第四項に規定する選
定事業で政令で定めるもの（法律の規定により同条第三項第一号又
は第二号に掲げる者がその事務又は事業として実施するものである
ことを当該者が証明したものに限り。）により平成十七年四月一日
から平成二十七年三月三十一日までの間に取得した同条第一項に規
定する公共施設等の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるも
のに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百
四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にか
かわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の
課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

23
24

25 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律
第二条第五項に規定する選定事業者が同法第十条第一項に規定する
事業計画又は協定に従つて実施する同法第一条第四項に規定する選
定事業により政府の補助で総務省令で定めるものを受けて平成十六
年四月一日から平成二十七年三月三十一日までの間に取得した国立

学法人法第二条第二項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

26
37
略

大学法人法第二条第二項に規定する国立大学の校舎の用に供する家屋及び償却資産で政令で定めるものに対して課する固定資産税又は都市計画税の課税標準は、第三百四十九条、第三百四十九条の二又は第七百二条第一項の規定にかかわらず、当該家屋及び償却資産に係る固定資産税又は都市計画税の課税標準となるべき価格の二分の一の額とする。

26
37
略

改 正 案	現 行
<p>（不動産等の価額）</p> <p>第十条 別表第一第一号、第二号、第四号又は第四号の二に掲げる不動産、船舶、ダム使用権又は公共施設等運営権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産、船舶、ダム使用権又は公共施設等運営権（以下この項において「不動産等」という。）の価額は、当該登記又は登録の時ににおける不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上に所有権以外の権利その他処分の制限が存するときは、当該権利その他処分の制限がないものとした場合の価額による。</p> <p>2・3 略</p> <p>（一定の債権金額がない場合の課税標準）</p> <p>第十一条 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時ににおける当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団、観光施設財団、企業担保権、鉄道財団、軌道財団、運河財団、鉱業権、特定鉱業権、著作権、出版権、著作隣接権、特許権、実用新</p>	<p>（不動産等の価額）</p> <p>第十条 別表第一第一号若しくは第二号又は第四号に掲げる不動産若しくは船舶又はダム使用権の登記又は登録の場合における課税標準たる不動産若しくは船舶又はダム使用権（以下この項において「不動産等」という。）の価額は、当該登記又は登録の時ににおける不動産等の価額による。この場合において、当該不動産等の上に所有権以外の権利その他処分の制限が存するときは、当該権利その他処分の制限がないものとした場合の価額による。</p> <p>2・3 略</p> <p>（一定の債権金額がない場合の課税標準）</p> <p>第十一条 登記又は登録につき債権金額を課税標準として登録免許税を課する場合において、一定の債権金額がないときは、当該登記又は登録の時ににおける当該登記又は登録に係る債権の価額又は処分の制限の目的となる不動産、動産、立木、工場財団、鉱業財団、漁業財団、港湾運送事業財団、道路交通事業財団、自動車交通事業財団、観光施設財団、企業担保権、鉄道財団、軌道財団、運河財団、鉱業権、特定鉱業権、著作権、出版権、著作隣接権、特許権、実用新</p>

案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、漁業権、入漁権、ダム使用権又は公共施設等運営権に関する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。）の価額をもつて債権金額とみなす。

2 略

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
----------------------------------	------	----

一～四 略

四の二 公共施設等運営権の登録（公共施設等運営権の信託の登録を含む。）

(一) 設定の登録	公共施設等運営権の価額	千分の一
(二) 移転の登録	公共施設等運営権	千分の一
イ 法人の合併による移転の	公共施設等運営権	千分の一

案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、漁業権、入漁権又はダム使用権に関する権利（以下第十四条までにおいて「不動産等に関する権利」という。）の価額をもつて債権金額とみなす。

2 略

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九条、第十条、第十三条、第十五条、第十七条、第十七条の三、第十九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条関係）

登記、登録、特許、免許、許可、認可、認定、指定又は技能証明の事項	課税標準	税率
----------------------------------	------	----

一～四 略

五 百五十九 略	(九) 登録の抹消	公共施設等運営 権の件数	円 一件につき千	(八) 付記登録、仮登録、抹消し た登録の回復の登録又は登録 の更正若しくは変更の登録) これらの登録のうち(一)から(七) までに掲げるものを除く。)	公共施設等運営 権の件数	円 一件につき千	度金額 公共施設等運営 権の価額	千分の一	口 抵当権以外の権利の信託 の登録	
									公共施設等運営 権の価額	千分の一
									公共施設等運営 権の件数	円 一件につき千
五 百五十九 略										

改正案		現行	
<p>(設置) 第四十条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>			
略	子ども・若者育成支援推進本部	民間資金等活用事業推進会議	
略	子ども・若者育成支援推進法	民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律	
略	子ども・若者育成支援推進本部		
略	子ども・若者育成支援推進法		
<p>(設置) 第四十条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第一項に定めるもののほか、別に法律の定めるところにより内閣府に置かれる特別の機関で本府に置かれるものは、次の表の上欄に掲げるものとし、それぞれ同表の下欄の法律（これらに基づく命令を含む。）の定めるところによる。</p>			
略	子ども・若者育成支援推進本部		
略	子ども・若者育成支援推進法		

改 正 案	現 行
<p>（破産管財人の権限）</p> <p>第七十八条 略</p> <p>2 破産管財人が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。</p> <p>一 略</p> <p>二 鉱業権、漁業権、<u>公共施設等運営権</u>、特許権、実用新案権、意匠権、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は著作隣接権の任意売却</p> <p>三 十五 略</p> <p>三 十六 略</p>	<p>（破産管財人の権限）</p> <p>第七十八条 略</p> <p>2 破産管財人が次に掲げる行為をするには、裁判所の許可を得なければならぬ。</p> <p>一 略</p> <p>二 鉱業権、漁業権、特許権、実用新案権、<u>意匠権</u>、商標権、回路配置利用権、育成者権、著作権又は著作隣接権の任意売却</p> <p>三 十五 略</p> <p>三 十六 略</p>